

全都清ニュース

平成16年度第4号

当会議では、国における『容器包装リサイクル法』の見直しに当たり、企画委員会において昨年7月から7か月間に渡り多角的な検討を行ってきましたが、この度、同委員会が取りまとめた「答申」（容器包装リサイクル法の見直しに関する市区町村の立場からの提案）が理事会に報告され、承認されましたのでご参考までに送付いたします。

平成17年3月

社団法人 全国都市清掃会議

容器包装リサイクル法の見直しに係る 検討の経緯について

1. 平成16年5月 通常総会において建議要望事項の2の中で『容器包装リサイクル法の円滑な推進』が採択される。
2. 平成16年7月 国に対し総会決議に基づく要望を行う。
3. 平成16年7月 企画委員会で検討開始、以後平成17年1月まで計6回に渡り多角的に検討する。
4. 平成16年12月 理事及び評議員都市に対し企画委員会の取りまとめ案について意見紹介する。
5. 平成17年1月 企画委員会答申（容器包装リサイクル法の見直しに関する市区町村の立場からの提案）が取りまとめられる。
6. 平成17年2月 臨時理事会で企画委員会答申が承認される。
7. 平成17年2月 国の審議会（中央環境審議会・産業構造審議会）で意見表明する。

なお、当会議機関紙『都市清掃3月号』に、今回の提案の背景や企画委員会での議論の経緯等の解説記事を登載しますので、参照ください。

容器包装リサイクル法の見直しに関する

市 区 町 村 の 立 場 か ら の 提 案

社団法人 全国都市清掃会議

平成12年、循環型社会形成推進基本法が制定され、我が国の循環型社会づくりに係る基本的な枠組みが構築された。これに先だって、平成7年6月に制定された容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化の促進に関する法律(以下「容り法」という。)が、この循環型社会づくりの先駆けとして果たした役割は大きい。一方で先陣を切ったシステムだけに、循環型社会づくりの根本にある廃棄物の発生抑制等を目的とした拡大生産者責任の理念が、十分に機能していないことが明らかになっている。このことはとりわけ、現行の容器包装リサイクルシステムの中で費用負担の重い分別収集、選別・保管を担う市区町村にとっては、緊急かつ重要な課題となっている。

今回の容り法の改正に向けた提案にあたって、システムの基本理念である拡大生産者責任の徹底を第一に掲げている理由は、ここにある。

また、この提案には、循環型社会づくりの柱である3Rシステムの強化、特にリサイクルに優先するリデュース・リユースの徹底を図ることも盛り込んでいる。このリデュース・リユースの優先は、この容器包装廃棄物のリサイクルシステムを機能させる上で重要な市区町村のパートナーである国民の声でもある。

今回の容り法の見直しが、容器包装廃棄物の減量やリサイクルを一層促進し、私ども市区町村が、これまで果たしてきたリサイクルシステムの先導役から、消費者としての国民及び事業者が主体となって形成する循環型社会のコーディネーター役になることを期して、この提案を行うものである。

提案1 関係者の役割分担を見直すことで、拡大生産者責任の徹底を図ること

1 特定事業者

- 1) 特定事業者は、容器包装廃棄物の分別収集、選別及び保管(以下「回収」という。)並びに再資源化(現行容り法でいう「再商品化」をいう。以下同じ。)までの全ての工程を、費用負担を含めてその責任において行う。また、小規模事業者に対する再商品化費用免除制度を廃止し、事業者責任の適正化を図る。
- 2) 特定事業者は容り法の対象となる容器包装の区分ごとに、それらを利用した商品が市場に出される数量を勘案して回収すべき目標量を定め、その目標量を踏まえた回収計画を策定する。
- 3) 特定事業者は、効率的な回収を行うため、市区町村の区域を越えた広域的回収体制づくり(広域的回収圏域の構築や排出区分の統一等)を、市区町村の協力を得て行う。
- 4) 特定事業者は、国民が容器包装廃棄物の減量に取り組むための有用な情報として、容器包装に要する資源の使用量、容器包装廃棄物の回収・再資源化に伴う費用、環境負荷等の情報を積極的に開示する。

2 市区町村

- 1) 市区町村は、特定事業者の責任において回収が円滑に行われるよう住民への周知や集積所等既存の回収場所を活用できるよう協力する。
- 2) 市区町村は、特定事業者による回収体制が整備されるまでの間、容り法の対象となる容器包装廃棄物の回収を行う。その場合、回収に要する費用は特定事業者が負担する。
- 3) 市区町村は、容器包装廃棄物に係る費用等、容器包装廃棄物の減量に取り組む際の有用な情報の開示を、特定事業者に求めることができる。

3 国民

- 1) 国民は、商品価格に内部化されることで、容器包装廃棄物の回収及び再資源化に係る費用を消費者として負担する。
- 2) 国民は、容器包装の分別排出など特定事業者が行う回収への協力、容器包装が簡素化された又はリユースできる容器包装を利用した商品を積極的に購入する等、容器包装の減量と環境負荷の低減に努める。
- 3) 国民は、容器包装廃棄物に係る費用等、容器包装廃棄物の減量に取り組む際の有用な情報の開示を、特定事業者に対して求めることができる。

4 国

国は、特定事業者の責任において広域的な回収体制が構築できるよう、関係法令を整備するとともに、その新しい制度への移行が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

提案2 3Rを徹底することにより、容器包装廃棄物の減量を促進すること

1 容器包装廃棄物に係る3Rの徹底

レジ袋やトレイ等の使い捨て容器の使用や過剰包装の抑制及び簡易包装の促進等容器包装の簡素化、詰替容器の普及及びリターナブル容器の使用促進など、容器包装廃棄物の減量への取組みを一層推進するため、以下のような新たな仕組みをつくる。

1) 政策目標の設定

容器包装の発生抑制と再使用に関する政策目標を容り法の基本方針で明確に定める。

この発生抑制と再使用に関する政策目標を達成するために、省令等で容器包装利用事業者が発生抑制と再使用に関して取り組むべき措置を定め、取組みが著しく不十分である事業者に対しては、国が必要な助言、勧告、命令を行う。

2) 優れた取組みを行う事業者を評価する制度

優れた取組みを実施する容器包装利用事業者が社会的に評価され、国民に広く周知、理解される仕組みをつくる。

3) 容器包装利用に関する報告制度

一定規模以上の容器包装利用事業者に対し、容器包装の発生抑制と再使用の取組みに係る計画及び容器包装利用量の目標とその実績の報告を義務づけ、それを公表する。

2 リターナブル容器の優先的利用

- 1) 国は、リターナブル容器の利用率等の目標を設定し、リターナブル容器を利用する事業者は、それに基づく回収目標、回収方法等を定める。
リターナブル容器の回収率が目標値に達しない場合には、デポジット制度を導入するなど、回収促進のための実効ある枠組の検討を行う。
- 2) 国及び市区町村は、回収事業者の育成、回収のため使用する保管スペースの提供等、リターナブル容器の回収機構の再構築の支援に努める。
- 3) 国は、リターナブル容器や詰替容器の普及・促進を図ることを目的に、リターナブル容器の回収がワンウェイ容器の回収に比べて経済的に不利にならないよう、その利用事業者に対して経済的誘因等が働くような仕組をつくる。
- 4) 国は、ライフサイクルアセスメント(LCA)手法による評価結果を活用し、リターナブル容器の優先的利用を促進するための普及啓発を積極的に行い、その優先的利用に対する国民の合意形成ができるよう取組みを行う。

3 リサイクルしにくい容器包装の製造の抑制

複合素材を使った容器包装、色つきペットボトル等のリサイクルしにくい容器包装の使用を抑制する仕組みをつくる。例えば、複合素材などリサイクルしにくい容器包装を製造、又は利用する特定事業者の再商品化費用に、一定の負担額を加重するなどの措置を講ずる。

4 事業者から排出される容器包装廃棄物の回収、再資源化について

事業活動に伴い排出される容器包装廃棄物で、家庭から排出される容器包装廃棄物と同一のものについては、容り法に基づく回収、再資源化の対象とすることを明確にする。

提案3 誰にでも分かりやすく、取組みやすい制度にすること

1 容器包装廃棄物の対象を、国民の日常生活感覚と乖離しないものとすること

- 1) 流通・販売過程における商品保護の目的である場合に限定せず、購入後の商品の保護も目的とした容器包装(CDのケース、テニスラケットの革ケース等)も容り法の対象とする。
- 2) クリーニング仕上がり品の包装等、サービスの提供に伴う包装も容り法の対象とする。
- 3) リターナブル容器、詰替容器がリユース商品である旨を国民に伝えるため、識別表示の設定や店頭掲示によって国民への的確な情報伝達を図る仕組みをつくる。

2 プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別基準適合性については、排出者における過分な負担の軽減及び回収の効率性を促進する観点から見直すこと

- 1) 容器包装廃棄物の分別基準適合性については、再商品化手法ごとに定める。
- 2) 特定事業者が策定する回収計画には、再商品化手法ごとに回収予定量、回収地域及び回収方法について記載するものとし、回収された容器包装廃棄物が遠隔地に輸送され再資源化される等の不合理な事態が発生しないようにする。

3 その他

家庭で使用するラップや紙カップ・紙皿等、容器包装と素材が同一で、形態も極めて類似の製品については、排出者から容器包装と紛らわしく、リサイクルの対象とすべきとの意見が非常に強い。

しかし、これらの廃棄物については容り法で定める容器包装廃棄物とは異質なものなので、今回の改正提案には含めない。このような紙製又はプラスチック製廃棄物については、素材別リサイクルの仕組みとして、今後の課題と考える。